

一般社団法人NEA日本まつげ エクステ協会提出資料

生活衛生関係営業等衛生問題検討会

構成員各位

要 望 書

まつげエクステ消費者の安全を守るためには、まつげエクステの資格を美容師免許とは別資格とした上で、美容師免許保持者はまつげエクステの資格取得要件を緩和する等の措置をとり、その上で、「一定基準のもとでのみまつげエクステの施術が行える許認可の制度」など、何らかの規制のもとにまつげエクステをおくことが根本的な解決策だと考えます。

現在の美容師法第2条第1項の解釈（「パーマントウェーブ・結髪・化粧等の方法により容姿を美しくすること」に「まつげエクステが該当する」という解釈）では、「美容師免許を取得すれば専門の知識や技術をもっているか否かに関わらず、まつげエクステを行える」と認識されかねず、消費者の安全を守るには充分でないと考えます。

知識面においては、美容師養成所のカリキュラムとまつげエクステの施術に必要な知識では一部(衛生管理等)重なる部分があります。

ですが技術面においては、まつげエクステにはハサミではなくツイザーを使用したコンマ数ミリ単位の緻密で繊細で正確な作業が要求されます。ここまで精密なまつげエクステ技術は、美容師試験で求められる要件ではなく、別の資格として位置付けることが適当であると考えます。

まつげエクステが美容師法ではなく何らかの規制のもとに置かれることについては、当協会は積極的に取り組んでまいり所存です。その規制の内容につきまして、この当検討会において構成員の皆様にお知恵をいただけますようお願い申し上げます。

平成 24 年 3 月 16 日

一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会

代表理事 柿崎 暁

まつげエクステ安全技術ガイドライン

1. 禁止事項

- ① 目を開いた状態で施術はしない（セルフエクステの禁止）
- ② まぶた（皮膚）へ直接接着しない（皮膚から 1mm 離れたところに装着する）
- ③ まつ毛を無理に抜かない
- ④ まつ毛をハサミ等で切断しない

2. 事前確認の徹底

- ① まつげエクステに使用する道具にアレルギーがある場合はその道具（に含まれる物質）を使用してはならないこと
- ② 眼病や皮膚疾患（顔等）がある場合は、専門医の判断なしに施術はしないこと
- ③ 感染性の眼病や感染性の皮膚疾患（顔等）がある場合は触らず、完治するまで施術はしないこと
- ④ 施術中の突発的な事故を防ぐためにソフトコンタクトレンズは事前に外したほうが良い
- ⑤ ハードコンタクトレンズは必ず事前に外すこと
- ⑥ コンタクトケースの消毒に適した設備がある場合を除き、ケースの共有（使い回し）はしない

3. まぶた保護テープの使用

- ① 保護テープは皮膚用途のものを使用する
- ② ツイザーからの刺激を守るため幅 10mm 以上のものを使用する
- ③ 皮膚への刺激軽減するため、低粘着のものを使用する（必要に応じて粘着を弱める）
- ④ テープの粘着性物質にアレルギーがある場合は低アレルギー性のものを使用する
- ⑤ テープが角膜や結膜に触れないように保護する
- ⑥ 上まぶたを持ち上げるためのテーピングは眼裂に隙間ができないよう注意する
- ⑦ 上まぶたを持ち上げるためのテーピングはまゆ毛が抜けないう貼り合せ等を施す

4. 装着技術

- ① まつ毛1本にラッシュを装着する1 by 1装着法を徹底する
- ② 1本1本セパレートにする
- ③ 自まつ毛に負担のかからない太さ（太すぎない）・長さ（長すぎない）のラッシュを使用する
- ④ ラッシュの根元がまつ毛から離れないよう密着させて装着する

5. グルーから眼とまぶたを守る

- ① まぶた等アレルギーを起こした事のあるグルー（同じ成分のグルー）は使用しない
- ② グルーの量は多すぎず適量使用する
- ③ 水滴のようなダマが生じた場合はリムーバーで取り去る
- ④ 白化現象が起こるような蒸気圧の高いグルーは使用しない
- ⑤ グルーを付着させたラッシュを目元等に落とさないよう接合面の広いツイザーを使用する

6. ツイザーから守る

- ① ツイザーの先端がまつ毛以外の皮膚に直接接触しないよう注意する
- ② 下まぶたを保護しているテープは上まぶたとの間に隙間をつくらぬよう貼る

7. 施術中の注意事項

- ① 施術中に目（眼裂）が完全に閉じた状態を保っているか定期的に確認する
- ② 入眠時の痙攣によって突如ビクッと身体が動くことがあるので注意する
- ③ 施術中にグルーによる皮膚の過敏症状が現れた場合は直ちに施術を中止しリムーブする（リムーバーに過敏でない場合）

8. ドライ作業

- ① まつ毛周辺に滞留したグルーの揮発物を吹き飛ばす
- ② グルーの硬化を促進させる（ドライヤーで空気を送り時間を置く）

まつげエクステ施設の安全衛生ガイドライン

第1章 目的

この要領は、まつげエクステ施設における施設、設備、器具等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置によりまつげエクステに関する衛生の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2章 施設及び設備

- 1 節 施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- 2 節 施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。
- 3 節 施設には、まつげエクステの作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
- 4 節 施設には、従業者の数に応じた適当な広さの更衣等を行う休憩室を設けることが望ましいこと。
- 5 節 作業場と待合所は、明確に区分されていること。
- 6 節 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること。
- 7 節 作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること。
- 8 節 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。
- 9 節 作業場内に従業者専用の手洗い設備を設けること。
- 10 節 便所は、隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗設備を有すること。
- 11 節 作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。
 - (1) 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
 - (2) 石油、ガスを使用した燃焼による暖房器具又は給湯設備は、密閉型又は半密閉型のものであることが望ましいこと。
- 12 節 作業に伴って出る汚物、廃棄物を入れるふた付きの汚物箱を備えること。
- 13 節 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒のものを区別するために必要な収納ケース等を備えること。
- 14 節 器具類、布片類及びタオル等を消毒する設備又は器材を備えること。
- 15 節 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。

3. 衛生管理

1 節 施設、設備及び器具の管理

- (1) 施設は、必要に応じ補修を行い、一日一回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
- (3) 作業場内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 施設内には、みだりに犬(視覚障害者を誘導する盲導犬を除く)、猫等の動物を入れないこと。
- (5) 作業場内をねずみ及び昆虫が生息しない状態に保つこと。
- (6) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、少なくとも一週間に一回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (7) 照明器具は、少なくとも一年に二回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
- (8) 作業場は営業時間中常時換気とし、換気装置は定期的に点検・清掃を行うこと。また、作業の手元部分の空気が滞留しないようファン等を利用し、常にゆるやかな気流を作ること。
- (9) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
- (10) 器材・器具類は、常に点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修し、常に適正に使用できるように整備しておくこと。
- (11) 洗浄及び消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (12) 清掃用具は、専用の場所に保管すること。
- (13) 便所は、常に清潔に保持し、定期的に殺虫及び消毒すること。
- (14) 使用する薬品類は、所定の場所に保管し、その取扱いに十分注意すること

2 節 従業者の管理

- (1) 開設者及び衛生管理責任者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が伝染するおそれがある疾患である結核、伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬や手白癬、疥癬等の皮膚疾患に感染したときは、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。

- (2) 開設者は、従業者又はその同居者が法定伝染病患者又はその疑いのある者である場合は、従業者本人が患していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。
- (3) 衛生管理責任者は、まつげエクステが衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。研修生は自己の責任において業を行うことができないのであるから、指導の任に当たる技術者の十分な監督の下に助手として行わせること。

第4章 衛生的取扱い等

- 1 節 衛生管理責任者は、毎日、従業者の伝染性疾病のり患の有無について確認すること。
- 2 節 衛生管理責任者は、毎日、まつげエクステ施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。
- 3 節 作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 4 節 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。
 - (1) 作業中の作業面の照度が300Lux以上であることが望ましいこと。
 - (2) 作業場内の炭酸ガス濃度が5000ppm以下であること(炭酸ガス濃度1000ppm以下、一酸化炭素濃度10ppm以下であることが望ましいこと)。開放型の燃焼器具を使用する場合は、十分な換気量を確保するとともに、正常な燃焼を妨げないように留意すること。
 - (3) 作業場内の乳遊粉じんが0.15mg/m³以下であることが望ましいこと。
- 5 節 作業中の作業場内は、温度は20～28℃(冷房時には外気温との差が7℃以内)、相対湿度は、50～60%の範囲で適温、適湿に保持すること。
- 6 節 作業中、従業者は、清潔な外衣(白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの)を着用し、顔面作業時には、清潔なマスクを使用すること。
- 7 節 従業者は、常につめを短く切り、客一人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 8 節 従業者は、常に身体及び頭髪を清潔に保ち、客に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。
- 9 節 従業者は、作業場においては所定の場所以外で着替え、喫煙及び食事をしないこと。
- 10 節 皮膚に接する器具類は、客一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。

- 11 節 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 12 節 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客一人ごとに取り替えること。
- 13 節 使用後の布片類は、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 14 節 従業者専用の手洗い設備には、消毒液を常備し、清潔に保つこと。
- 15 節 器具類を消毒する消毒液は、適正な濃度のものを調製し、清潔に保つこと。
- 16 節 調製した消毒薬類は、消毒しやすい適正な場所に置くこと。
- 17 節 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備し、用いる時には、適正に使用すること。
- 18 節 便所の手洗い設備は、流水式とし、適当な手洗い用石けんを備えること。
- 19 節 作業に伴って生ずる廃棄物は、客一人ごとに清掃すること。
- 20 節 廃棄物は、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。
- 21 節 皮膚に接しない器具であっても客一人ごとに汚染するものは、客一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- 22 節 皮膚疾患のある客を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

1 節 消毒用器具、消毒薬及び方法の概要

(1) 化学的方法

(ア) エタノールによる消毒

エタノール水溶液(エタノール 60%~81.4%を含有するもの)中に 10 分間以上浸すか、又はエタノール水溶液を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。

(注)作業直前のツイザー消毒に用いたときは完全に乾燥させてから使用すること

(イ) 塩素系薬剤による消毒

有効塩素濃度として 100~500ppm となる次亜塩素酸ナトリウムその他の塩素系薬剤の水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(ウ) 逆性石ケン液による消毒

逆性石ケン液の 1%(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウムとして 0.1%)水溶液中に 10 分間以上浸すこと。

(注) 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。

(エ) グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

グルコン酸クロルヘキシジン製剤の1%(グルコン酸クロルヘキシジンとして0.05%)水溶液中に10分以上浸すこと。

(2) 消毒に必要なその他の器材

ア 液量計 100ml用及び1000ml用

イ 消毒容器 消毒用バット、その他消毒に必要な容器

ウ 卓上噴霧器

2節まつげエクステ用器具の消毒

皮膚に接する器具類は、前記(1)の化学的方法に掲げる方法により、器具類の種類に応じ、次の事項に留意して消毒しなければならない。

(1) 器具類は、消毒する前によく洗浄すること。

ツイザーはグルーの汚れを落とし、エタノールを含ませた綿等で汚れを拭き取った後、塩化ベンザルコニウム0.1%水溶液等に10分間浸し流水で洗い流してから乾燥させ保管すること。必要に応じて、ツイザー使用直前にもエタノールを含ませた綿等で清拭消毒すること。

(2) その他の皮膚に接する器具及び間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質や目的に応じ消毒すること。

3節 タオル、布片類の消毒

消毒液による場合は、使用したタオル、布片類を逆性石ケン液、次亜塩素酸ナトリウム液等に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管すること。

4節 手指の消毒

(1) 消毒剤入りの石けんを使用し、1人の施術前後によく洗浄消毒すること。

(2) 手指の消毒液としては、1%クレゾール水、1%逆性石ケン水溶液、逆性石ケン原液、1%両性界面活性剤液、両性界面活性剤原液、1%グルコン酸クロルヘキシジン水溶液等による洗浄消毒を1人の施術前後に行い、施術直前には消毒用エタノール等による擦式消毒をすること。

(3) 洗浄消毒の後は使い捨てのペーパータオル等で水分をふきとること。

5 節 その他の消毒

まつげエクステ施設内の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒することが望ましいこと。

第6章 自主的管理体制

1 節 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。

2 節 開設者は、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。

3 節 衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。



NEA日本まつげエクステ協会
一般社団法人 Nihon Eyelash Extension Association

協会案内



協会の使命

協会理念

まつげエクステに関する正しい技術と知識の、
調査・研究・普及活動を行い、
まつげエクステの健全な発展を目指します。

協会目的

お客様の安全を守り、安心して施術を受けていただくために。
まつげエクステ技術者が安全に施術し、
安心して技術に専念していただくために。
まつげエクステ業界全体が、より良く発展するために。

協会目標

安全なまつげエクステを施すためには、
まつげに特化した知識と技術が必要であると考えます。
時代と共に変化する美容市場の健全化を図るためにも、
まつげエクステに特化した資格の公的認可を求めます。

まつげエクステの適切な法整備を求めて

NEA は考えます。

まつげエクステ技術には、まつげや目元に関する安全知識、安全衛生知識、専門技術力強化が不可欠です。そのために、まつげエクステに特化した基準やガイドラインを徹底することで消費者の安全を守りながら、まつげエクステの魅力と素晴らしさを正しく広め、業界のさらなる発展と進化に最善を尽くしてまいります。

まつげエクステ技能は日本人の持つ繊細で緻密な技術力として世界に誇れる美容文化となるよう、そして世界をリードする地位を築くことを目指し、そのために必要となる知識や技術力を追求していきます。

さらに、日本の美容文化を世界に発信するべく日本国政府の支援や協力を得られるよう、包括的な活動を積極的に実行していきます。



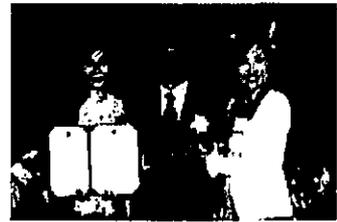
概要

国際活動と姉妹協会

NEA はまつげエクステに関する国際的な活動や情報の共有、そして相互発展を目指して、韓国を拠点とする IEDA 国際まつげ専門家協会 (International Eyelash Designer's Association) との姉妹協会としての調印を結び、まつげエクステ業の進化発展に努めています。



IEDA では韓国政府が関与する美容コンテスト等、様々な大会やイベントにおいて、まつげエクステ部門を主管する代表的な協会です。NEEC 日本まつげエクステコンテストのグランプリを受賞された方には NEA より韓国での国際大会出場がプレゼントされます。



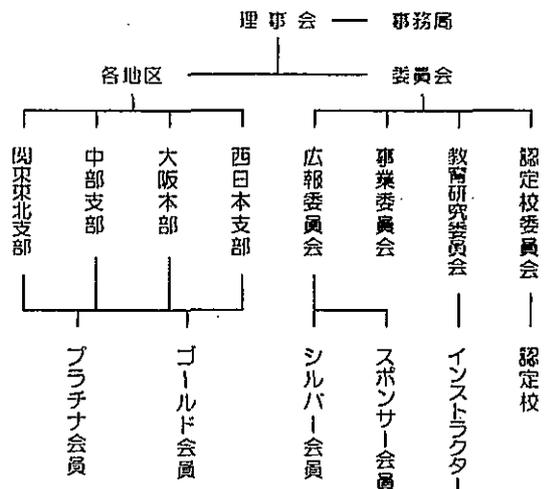
理事・役員

- 代表理事 柿崎 暁 (大阪)
- 副理事 釜山 美保 (愛知)
- 副理事 原 三耶子 (大阪)
- 理事 飯田 木綿子 (静岡)
- 大塚 睦子 (兵庫)
- 小川 千晶 (兵庫)
- 金 チャチャ (大阪)
- 洪 麗利子 (京都)
- 小林 千景 (北海道)
- 永津 美也子 (京都)
- 福永 亜希子 (兵庫)
- 山下 雅子 (大阪)
- 山下 水菜 (愛知)※五十音順

事務局 大阪府大阪市中央区南船場 4-13-8-503
TEL:06-6241-0135 FAX:06-6241-0350

顧問医師 医療法人 京都共和会 札ノ辻診療所
理事長 朴錫勇(ぼくしゃくゆう)

協会組織図



※各地区の分類は下記の通りです
 関東東北支部 関東地方 東北地方 北海道
 中部支部 東海地方 北陸地方 信越地方
 大阪本部 大阪・奈良 和歌山
 西日本支部 兵庫 京都 滋賀 中国地方 四国地方 九州沖縄地方



お客様とプロアリストを守る補償を

無料

賠償補償制度

賠償限度額 100万円

自己負担額 5万円 ※保険期間通算で100万円を超える金額についてはお支払いの対象になりません

ゴールド会員様は全員無料付帯！
プラチナ会員様は2名迄無料付帯！
(3名以上は年1,050円/名で付帯!!)

補償①

まつげエクステ等の施術の賠償補償

- 施術行為※により、お客様の肌に炎症やアレルギー症状が発生した
- 施術に際してお客様の衣服・身の回り品を汚損してしまった

※1 まつげパーマ ネイル・フェイシャルエステ ヘアカット/カラーも対象となります レーザー脱毛・アートメイク ケミカルピーリングは対象外です

補償②

サロンの施設賠償補償

- サロンの床が濡れていたため、お客様が転んで怪我をした
- サロンの拡大鏡が落下し、お客様の顔にあたって怪我をした
- ビルで火災が発生し、サロンの非常口の不備でお客様が入院した

お客様のため、施術者のため、サロン様のために、協会ではまつげエクステを業とする全ての方の加入を推奨し、正会員に完備しています。

特設

所得補償保険制度

補償金額 10~30万円 /月

月払保険料表 (下記の表はあくまでも一例です。詳細はお問合せください。)

補償金月額	10万円	20万円	30万円
契約時の年齢			
20~24歳	1,020円	2,040円	3,060円
25~29歳	1,160円	2,320円	3,480円
30~34歳	1,430円	2,860円	4,290円

らくらく
口座振替

- 所得補償保険(無配当)
- 保健期間: 1年間
- てん補期間: 1年間
- 免責期間: 7日間

「手・指・腕」が命のスタッフ様が事故などで長期間施術できなくなった時、そのお給料を補償します。オーナー様も加入可能です。



正会員の入会特典

割引

商材仕入の会員割引！

協会の提携卸販売会社からの“まつげエクステ商材”の仕入価格を5～15%割引※2にてご購入いただけます。日々使用する商材だからこそ、良い物をより安く仕入れていただけるよう、サロン運営を応援します。(※2一部対象外あり)

無料

メールマガジン配信システムを無料導入！

顧客の集客やリピート率アップに今注目されているメールマガジンの配信を、正会員様は無料で導入していただけます。どれだけ送信しても無制限に無料なので、ご来店後に感謝メール(サンキューメール)を送信したり、お客様のお誕生日等のイベント時に日時を指定して配信も可能。キャンペーンも月毎ではなく週毎(日毎)に案内でき、工夫しだいで売上アップが見込めます！ダイレクトメールより開封率の高い携帯メールを、無料の広告宣伝ツールとしてご活用ください。

割引

パソコン用&携帯用ホームページ制作支援！

情報収集に最も利用されるホームページを充実させることは、人気サロンへの近道とも言われています。美容や医療に特化したホームページ制作会社を厳選し、正会員様向けの特別割引プランを設定していただいております。デザイン性や、集客力、SEO対策など、どのようなホームページをつくれれば良いのか分からない方は、迷う前に一度ご相談されてはいかがでしょうか。既にホームページを開設されている方も、携帯サイトの充実やリニューアル等お気軽にご相談ください。

割引

サロンツール制作支援！

クオリティの高いチラシや広告制作・デザインでサロンのブランディングとマーケティングをお手伝いいたします。リーフレット・名刺・ショップカード・DMの開業パックを会員特別価格にてご導入いただけます。

支給

資格補助金支給！

韓国の第三者機関である(財)韓国民間資格協会が認定するまつげ検定、「プロフェッショナルアイラッシュアーティスト資格」の検定試験にチャレンジされる方に、協会より応援補助金として5,000円を支給いたします。

支給

韓国まつげ大会出場時補助金支給！

韓国で年に数回まつげエクステの種目を含む美容技術に関する大会が開催されます。例えば国際美容健康オリンピック等では、ヘアメイクやネイル、エステ、スパ、マッサージ等約70種類の競技を行う大規模なものもあります。協会主催のまつげエクステコンテストにてチャンピオングランプリ(総合優勝)をおさめられた正会員様には、同年又は翌年の韓国における国際大会に出場される際そのエントリー料の全額を補助金として協会より支給いたします。またその他の正会員様の場合でもエントリー料の一部5,000円を支給いたします。

内閣総理大臣認証法人 職業技能評価機構認定のプロアイリスト検定

当協会の実施するまつげエクステ技能検定は、まつげエクステの技能をより高度で安定したものにすることを目的としています。またまつげエクステが広く周知され、認知度の向上によって市場が拡大し、雇用機会の拡充につながるような価値の高い資格認証の実施に取り組んでいます。

まつげエクステはとてもデリケートな目元を扱う技術ですから、感染症に関する知識や公衆衛生や消毒衛生方法、また皮膚に関する知識は、お客様の安全を確保する上で必須項目であり、それらを有することを“学科試験”にて判定します。まつげの機能や周辺組織に関する専門知識や、まつげエクステに使用する道具に関する知識、そしてそれらの衛生管理法などまつげエクステに特化した知識等も含まれます。

まつげは細く短い毛髪であり、またデリケートな目元に位置するため、まつげエクステの技能には緻密さと繊細さが要求されます。丁寧な技術は美しさや持続性に影響するだけでなく、皮膚への安全性を保つためにも不可欠です。正確な装着を行う技術力は、“実技試験”にて判定します。技能審査は仕上がりが持続性等はもちろんのこと注意点や危険性について、また「正確」に装着できる等総合的に評価します。

技能評価項目：「整列性」「均一性」「対称性」「正確性」「美的効果」「衛生意識」「安定性」「手際のよさ」



プロアイリスト検定 3級

開催	各認定校にて随時開催・統一実施試験にて受験も可		
受験資格	まつげエクステの技術者	費用	12,600円
試験内容	初級筆記試験 40分(2択問題) 初級実技試験 60分(Jカール 11mm 60本以上をつけまつげに施術)		

プロアイリスト検定 2級

開催	各地区にて定期開催・統一実施試験にて受験も可		
受験資格	3級合格者(飛び級受験可)	費用	12,600円
試験内容	中級筆記試験 60分(選択問題) 中級実技試験 60分(Cカールの10mm~13mmを80本以上をモデルに施術)		

プロアイリスト検定 1級

開催	年1回統一実施(会場は開催1ヵ月前までに告知)		
受験資格	2級合格者(飛び級受験可)	費用	12,600円
試験内容	上級筆記試験 60分(選択問題・筆記問題) 上級実技試験 60分(3種の課題から出題されたラッシュスタイルをモデルに施術)		

プロアイリスト検定 インストラクター

開催	随時開催		
受験資格	1級所持の正会員	費用	12,600円
試験内容	論文試験又は実地試験のいずれかから出題		

プロアイリスト講座 実施認定校

開催	随時開催		
審査資格	インストラクター所持者在籍(非常勤可)のまつげエクステ技術者養成施設(プラチナ会員)		
審査方法	書類審査の後現地調査		
費用	審査料 12,600円(承認された場合の登録料 210,000円)		



協会主催のまつげエクステ勉強会

当協会ではまつげエクステに関する勉強会を定期的に開催し、最先端の知識や技術、そしてまつげエクステ業界をとりまく社会の動向や新製品情報など、毎回新しい情報を入手していただける環境をご用意しております。当協会ではこのような「継続学習」を推奨するとともに、意識の向上や技術知識のレベルアップに加え、会員相互の情報交換の場としても活用していただいております。

〈2011 年度の内容例〉

まつげが伸びる！ ～緑内障の目薬でまつ毛が伸びるメカニズム～

「自分のまつ毛を伸ばしたい！」と願う女性は非常に多く、また、まつげエクステでフサフサに仕上げるためにも土台となるまつ毛は重要です。近年話題になっている緑内障の点眼薬について、当協会の顧問医師からの講義です。



下まつげ装着法 ～上まつげ固定式～

下まつげのセパレート装着を容易にする下まつげ装着法のデモンストレーションです。グルーの揮発物から眼(結膜)を守るなど、下まつげ装着による様々な問題を解決する施術法です。



自作ラメラッシュ ～特別な日のためのまつげエクステ～

特別な一日をもっとキラキラ輝いていただくためのまつげエクステ法です。デモンストレーションで自作法や装着法を実際に間近で見いただけます。

施術トラブルの症例と検証 ～トラブルゼロを目指して～

まつげエクステは日々進化し新たな技術・商材が増え続けています。独自の技術開発自体は素晴らしい事ですが、安全面への配慮が足りなければ身体的なトラブルが起こり得ます。事例を元に検証します。



質疑応答 ～美容師法は？ 今後は？ など皆様の質問にお答えします～

日々のお仕事の中でふとした疑問、些細な質問から深刻な悩み、また、参加者の他の方に聞きたいアンケートなど、皆様から集まった質問には全てお答えします。



NEEC 日本まつげエクステコンテスト

「NEEC 日本まつげエクステコンテスト～Nihon Eyelash Extension Contest～」は、まつげエクステの技術力と芸術性を競う技能コンテストや、まつ毛が最も美しい著名人を表彰するアワード「ベストアイラッシュ賞」などがあります。技能大会では「安全性の確立」と「技術力の向上」を目的としたうえで、まつげエクステのもつ無限の可能性を追求する大会です。ベストアイラッシュ賞は、「アイラッシュビューティ」をより多くの方に知っていただき、まつ毛への美意識向上やまつげ産業の活性化、文化交流などを目的として実施されます。

〈大会の目的〉

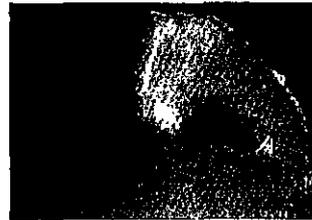
技術力を切磋琢磨することにより技術力向上の機会となり、さらに具体的な目標となる技術者が出現することにより、現状に満足せず常に自らを高める意欲を創出します。

参加者が他と比較検討することにより、自己の技術力を総合的に比較し、評価、見直しに用いることができます。

大会の安全衛生対策に関する情報提供により、安全衛生に対する関心を高め業界全体への波及効果を推進します。

大会の参加により業界内での交流や情報交換の場を提供することで業界の輪を広げ、まつげエクステ業の健全な発展を推進します。

優れた技術者を評価することを通して、地域社会、行政機関などへの関心と評価を高め、まつげエクステ業の確立と成長を促進します。



※2012年度はこの部門は開催されません



〈種目の種類〉

01 フェイクラッシュ部門

正確性や均等性方向性や整列性を競う競技です。



02 シングルラッシュ部門

正確性や均等性、方向性や整列性に加え、まつげスタイルとモデルとの調和、またボリュームなど総合的な技術力を競う種目です。

03 アイラッシュデザイン部門

創造性と芸術性を競いまつげエクステの可能性を追求する種目です。

04 スピード部門

1 by 1 (完全なセパレート) 装着法による装着スピードを競います。





認定講座

(社) NEA 日本まつげエクステ協会認定 プロアイリスト講座

当講座は、まつげエクステの安全に行うための安全技術知識や安全衛生知識、また安全な施術を行うために必要な技術トレーニング等を身につけていただくためのカリキュラムとなっています。

認定校指定テキストは、眼科や内科の専門医の監修や科学や法律などの専門家による指導のもと作成されており、まつげエクステに関する専門的な知識を得ていただくことができます。

受講料 (税別)			
ベーシックコース			
条件	経験	経験者※1	初心者
通常	1人申込	290,000円	380,000円
割引※2	2人申込	261,000円	342,000円
	団体申込 (3人以上)	232,000円	304,000円
アドバンスコース			
条件	経験	経験者※1	初心者
通常	1人申込	380,000円	470,000円
割引※2	2人申込	342,000円	423,000円
	団体申込 (3人以上)	304,000円	376,000円

※1 経験者とはまつげエクステの経験が概ね一年以上の方です。(場合により実技チェックを実施します)
 ※2 2人以上の申込割引は、受講日数を同じ期間で決定される場合に適用されます。

受講料に含まれているもの	
・プロアイリスト理論 (教科書)	
・実技教材 (ラッシュ・グルー等)	
・プロアイリスト検定2・3級対策、2・3級検定受験料	
・NEA 日本まつげエクステ協会の入会金、初年度年会費	

講座	実技実習	理論学科
アドバンスコース	第一段階 セットツイーミング練習 セレクトツイーミング練習 フェイクラッシュJ装着 <small>※技術経験者の場合第一段階は省略可</small> プロアイリスト3級検定	まつげと美容 まつげエクステとは 目とまぶたの形状 アイラッシュスタイル まつげエクステ技術 ツイザーテクニック まつげエクステ施術工程 まつげエクステ装着法 ビフォーチェック アフターケア まつげエクステツール ラッシュの種類と品質 グルーの化学 前処理理論 その他 衛生管理 健康と衛生管理 感染と消毒 解剖生理 皮膚 毛髪 眼とまぶた 関連疾患 睫毛や眼瞼 睫毛を伴う疾患 眼科疾患 涙の異常 アレルギー 免疫とアレルギー 白血球 抗体 アレルギー反応 接客マナー おいさつと敬語 お詫びとクレーム対応 美容カウンセリング 関連法規 個人情報保護法 美容師法 安全衛生ガイドライン
	第二段階 J-0.15 装着実習 A×2回 J-0.15 装着実習 B×2回 J-0.15 装着実習 C×2回 C-0.15 装着実習 A×2回 C-0.15 装着実習 B×2回 C-0.15 装着実習 C×2回 プロアイリスト2級検定	
	第三段階 太いラッシュの装着実習 強いカールの装着実習 下まつげ装着実習 1級課題 A×2回 1級課題 B×2回 1級課題 C×2回	
		プロアイリスト1級検定
		プロアイリストインストラクター

※ 内容は随時変更しておりますので上記と一部異なる場合があります。



会員種別

準会員

シルバー会員 [一般] これから技術を習得される方のための会員です。

- 入会資格 まつげエクステに興味のある方対象
- 年会費 無料
- 入会金 無料

正会員

ゴールド会員 [個人] まつげエクステに前向きに取り組む技術者のための会員です。

- 入会資格 まつげエクステ技術者
- 年会費 **12,600円**
 - ↳ 100万円までの賠償保険込
- 入会金 **21,000円**
 - ↳ 会員番号発行
 - ↳ 会員証書(毎年送付)
 - ↳ ビンパッチ
 - ↳ カード会員証(毎年送付)
 - ↳ 加盟店ステッカー(毎年送付)

プラチナ会員 [法人] 2名以上のサロンや法人の方はこちらにご入会ください。

- 入会資格 2名以上のサロン・スクール事業者
- 年会費 **25,200円**
 - ↳ 100万円までの賠償保険が2名分込
 - ※ 3名以上は一人あたり1,280円/年で追加
- 入会金 **21,000円**
 - ↳ 会員番号発行
 - ↳ 会員証書(毎年送付)
 - ↳ ビンパッチ
 - ↳ カード会員証(毎年送付)
 - ↳ 加盟店ステッカー(毎年送付)

スポンサー会員 [業者] 美容商材の販売会社や広告会社などまつげエクステの技術に携わらない法人はこちらです。

- 入会資格 まつげエクステ用品の製造 or 販売業者
- 年会費 **42,000円**
 - ↳ 協会主催イベントでの出展料込
 - ↳ 商品カタログの会員向け発送費用込(回数制限あり)
- 入会金 **52,500円**
 - ↳ 会員番号発行
 - ↳ 会員証書(毎年送付)
 - ↳ ビンパッチ
 - ↳ カード会員証(毎年送付)



まつげエクステのこれまでとこれからについて

女性が女性らしく美しくありたいと思う気持ちからは、大きなエネルギーが生まれるものだと信じています。美しさを得ることで、自分自身に少し自信が持てたり、気持ちが少し明るく前向きになれたりするものです。「女性が美を求める」ということは、自己実現の欲求や尊重の欲求など人であれば必ずもつ基本的欲求のひとつで、人生を充実したものにするために大きな影響を与え、さらには女性としての尊厳を守り人生において「幸福を追求するもの」ではないでしょうか。日本国憲法(第13条)において「幸福追求」は「生命」や「自由」に並び、「立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする」とされているように、「女性の美」は人間が生み出した独特の装飾文化のひとつであり、尊重すべき幸福の源だと思っています。

これらの美容に関する市場は移り変わりが早く、前年流行したもののよりさらに新しいものが毎年求められる世界で、50年前と今現在では美容嗜好も市場も大きく変化しました。美容技術は頭髪のカットやパーマ、ヘアカラー、化粧という時代から、フェイシャルエステやスキンケア、爪のケアや装飾、ボディラインを美しくする痩身技術やムダ毛の処理など、容姿を美しくする方法は今や多岐に渡っており、まつげエクステもその内のひとつだと言えます。中でもまつげエクステは比較的新しい美容技術です。2002年頃に導入され始めた「まつ毛に人工のまつ毛を装着する」という技術が、2004年頃に「1本のまつ毛に1本の人工のまつ毛を皮膚に接触しないよう装着する」という画期的な進化を遂げて、精密緻密な技術力や「繊細さ」を要するまつげ美容の市場は飛躍的に拡大しました。

しかしまつ毛は「目元」というデリケートな部位にあり、施術を施すには安全衛生に関する知識と実践が必要不可欠となります。さらに技術者には「手先の器用さ」に加えて「丁寧さ」「根気」などの能力的要素と、集中力や慎重さなどの環境的要素までもが影響しますので、店舗数の増加と共にトラブルの報告件数が増えるのは必至だったのかもしれない。

まつげエクステブーム絶頂期に厚生労働省(健康局生活衛生安全課)は、まつ毛エクステンションの危害防止に向けて「その技術の範囲を個別判断するものであるが、美容技術の進歩や利用者の嗜好により様々に変化するため、個々の営業方法や施術の実態に照らして、それに該当するか否かを判断すべきであるが、いわゆるまつ毛エクステンションについては(一部省略)美容師法に基づく美容に該当するものである」と周知・指導・監督の徹底を求めました。美容師法(昭和32年6月3日施行)は「美容師」の資格を定めた法律であり、「美容師が業とする「美容」について「美容」とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」と定めています。ようするに、「美容師でない者がまつげエクステを業としておこなうと美容師法に抵触する」ということです。

社会通念上、一般的に美容室は「ヘアサロン」と呼ばれ、美容師は頭髪を扱う職業だと認識している人が多く、まつげエクステ技術者の大半は、美容師免許を保持していないという状況でした。この通達を受けて美容師免許を持たない技術者は一時的に職を失ったり、閉店を余儀なくされた店舗も少なくないかもしれません。美容師免許を持たない技術者にとっては悲しい現実ですが、だからと言って事故が増え続けている現状を見逃すわけにもいきません。安全への対策をと考えれば、トラブルや事故を減らすためには絶対数を減らすという選択も一つの方法だと思います。ですが、根本的な問題の解決には足りないと思います。

まつげエクステ技術には「安全衛生知識」「安全技術知識」「実技トレーニング」が不可欠であり、それらをまつげエクステ技術者が習得することこそ、危害発生防止のための対策だと考えております。例えばまつげエクステに特化した「公衆衛生上の安全基準」と「技術面での安全基準」の業界統一基準を定め、業界統一の試験制度を公的な許認可とするなどです。これらは美容界に多数存在する技術の専門性強化や、新たな時代の「雇用機会を広げる」ことにも繋がります。

協会では安全性を大原則とする研究・調査・情報収集を重ね、「まつげエクステ施設の安全衛生ガイドライン」によって自主規制に取り組み、安全な施術に必要な知識と技術普及にむけて「プロアイリスト検定」を実施するなど、業界の健全な発展を目指して活動しております。

2010年12月

一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会

理事長 柿崎 暁



連絡先:

一般社団法人 NEA 日本まつげエクステ協会

事務局 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 4-13-8-503

TEL 06-6241-0135 FAX 06-6241-0350 info@eyelash-exte.jp

<http://www.eyelash-exte.jp>

